

## 副回線サービス（KDDI）利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「副回線サービス（KDDI）利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約により「副回線サービス（KDDI）サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

当社は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）から卸電気通信役務の提供を受けることにより、本サービスを提供します。

### 第1条（規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

### 第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、5G 約款等に定める用語の意味に従うものとします。

- (1) 5G 約款等：当社が別途定める Xi サービス契約約款又は 5G サービス契約約款
- (2) 5G 契約者等：5G 契約者又は Xi 契約者
- (3) 主契約：5G 契約者等が契約している 5G 契約又は Xi 契約
- (4) 主契約回線：主契約に基づき当社の無線基地局設備と 5G 契約者等が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
- (5) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約
- (6) サービス契約者：5G 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者
- (7) サービス契約回線：利用契約に基づき KDDI 及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI 等」といいます。）の無線基地局設備と 5G 契約者等が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
- (8) サービス契約者識別番号：当社がサービス契約者を識別するための数字の組み合わせ
- (9) MNP 予約番号：携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下「MNP」といいます。）の申出があった場合において、転出元の電気通信事業者から発行される MNP の手続きに必要な番号
- (10) 本サービスサイト：利用契約の申込みその他本サービスに係る手続等の申込みを受付する当社のインターネットウェブサイト（<https://www.docomo.ne.jp/service/hukukaisen/>又は <https://www.ntt.com/business/lp/business-daccount/service/>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

### 第3条（本サービスの内容等）

1. 本サービスには、AプランとBプランの2つのプランがあり、サービス契約者は、本サービスの利用にあたり、いずれかを選択していただきます。
2. 本サービスは、次に定める機能を提供することを内容とします。
  - ① 音声通話機能
  - ② データ通信機能
  - ③ ショートメッセージの送受信機能
  - ④ 電話番号案内機能
3. 本サービスは、5G 契約者等が申し込むことができるサービスであり、サービス契約者は、利用契約に基づき、サービス契約回線を用いて提供される前項各号に定める機能を利用することができます。なお、本サービスの利用にあたり、当社はサービス契約者に対して1の利用契約につき1のサービス契約者識別番号を付与します。
4. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき又は第4条(利用契約の成立)第7項の定めにより申し出た内容について事実と反することが判明したときは、サービス契約者識別番号を変更することがあります。
5. 前項の定めにより、サービス契約者識別番号を変更する場合には、第17条(通知)に定める方法により、あらかじめサービス契約者にそのことを通知します。
6. なお、本サービスの提供エリアについては、KDDI が提供するインターネットウェブサイト(<https://www.au.com/mobile/area/>)に定められている4G・LTEエリアマップのとおりとします。
7. 前項の定めにかかわらず、サービス契約者が通信を行おうとする場所の環境、サービス契約回線に接続されている端末設備の状態等の状況によって、前項に定める本サービスの提供エリア内であっても通信を行うことができない場合があります。
8. 本サービスにおいて国際ローミング及び国際電話はご利用いただけません。
9. 本サービスにおいて利用できるデータ通信機能の提供条件は、以下のとおりです。

	Aプラン	Bプラン
① 月間利用可能データ量	0.5GB	1GB
② データ通信速度(最大)	300kbps	1Mbps
③ 利用可能データ量超過後の通信速度(最大)	128kbps	128kbps

当月の利用データ量が月間利用可能データ量を超過した場合、当月末までデータ通信機能利用時の通信速度(最大)は、上記表③に定めるとおりとなります。

10. 本サービスは、当社が提供する「ドコモ eSIM カード」(内蔵型 eSIM を含みます。)に対応した端末設備でのみ利用できます。本サービスに対応した端末設備については、本サービスサイトにて当社が定めるとおりとします。
11. 本サービスを利用する際は、サービス契約者自身の操作により主契約回線からサービス契約回線への切り替えが必要です。
12. AプランとBプランの間でのプラン変更はできません。また、利用契約の解除と同時に、当該利用契約において付与されていたサービス契約者識別番号を用いて新たに5G約款等に基づき当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結することはできません。
13. 本サービスサイトにおいて利用契約の申込みその他本サービスに係る手続等の申込みを行う際は、当社が別途定めるdアカウント規約(以下「dアカウント規約」といいます。)又はビジネスdアカウント規約(以下「ビジネスdアカウント規約」)に基づき当社が主契約の5G契

約者等に対して発行した、ドコモ回線 d アカウント（以下「ドコモ回線 d アカウント」といいます。）若しくはドコモ回線ビジネス d アカウント（以下「ドコモ回線ビジネス d アカウント」といいます。）及びパスワードが必要です。

#### 第 4 条（利用契約の成立）

1. 利用契約の申込みをする 5G 契約者等（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、1 の主契約をしたうえで利用契約の申込みを行うものとします。
2. 利用契約の申込みを行うことができる者は、次のとおりとします。
  - (1) 5G 契約者等が個人の場合であって、その主契約において音声通話に対応した料金プランの契約が選択されており、その主契約に係る 5G 契約者等及び登録利用者が成人であるとき。
  - (2) 5G 契約者等が法人の場合であって、その主契約において音声通話に対応した料金プランの契約が選択されているとき。
3. 前項の定めによるほか、B プランに係る利用契約の申込みは、その申込みをする 5G 契約者等が法人であって、その主契約において、音声通話に対応した料金プランが選択されている場合に限り、行うことができます。
4. 当社は、申込者に対し、第 1 項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
5. 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
6. 当社は、前項の定めにかかわらず、卸電気通信役務の提供元である KDDI の通信の取扱上余裕がないとき又は当社若しくは KDDI の業務遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
7. 申込者は、利用契約の締結の際に、MNP を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、転出元の電気通信事業者との間で MNP の対象となる電気通信回線の利用に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限りま
8. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、その申込みを承諾しないことがあります。
  - ① 申込みの内容に不備があり若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
  - ② 申込者が第 6 条（利用料金）に定める基本使用料等その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - ③ 申込者が第 5 条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
  - ④ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの利用停止の措置を受けたことがあるとき。
  - ⑤ 申込者が本規約に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - ⑥ 申込み時に指定のあった主契約が、すでに別の利用契約に係る主契約として指定されているとき。
  - ⑦ 5G 約款等において、一般契約の申込みを承諾しないことがある場合として定める条件に

- 該当するとき。(この場合において、5G 約款等で「Xi サービス」又は「5G サービス」との記載がある箇所については、「本サービス」と読み替え、準用するものとします。)
9. 利用契約は、当社が、次項に定める eSIM 設定情報を送信又は通知した日をもって成立するものとし、当社は、サービス契約者が主契約において当社に届け出ている住所又は請求書の送付先等への郵送等の方法により、サービス契約者に利用契約の成立日を通知します。
  10. 前項の定めによるほか、当社は、主契約回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又は本サービスサイトの利用にあたり申込者が当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールの送信により、サービス契約者に eSIM 設定情報 (第 3 条 (本サービスの内容等) 第 2 項に定める機能の利用を開始するための情報をいいます。以下同じとします。) を通知します。

## 第 5 条 (禁止事項)

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (2) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (3) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- (4) 本規約によりサービス契約者に課せられる義務に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 本サービスを提供エリア以外で利用する行為
- (6) 5G 約款等において、利用に係る契約者の義務として定められている事項に違反する行為(この場合において、5G 約款等で「5G 契約者等」又は「Xi 契約者等」との記載がある箇所については「サービス契約者」に、「契約者回線」との記載がある箇所については「サービス契約回線」に、「契約者識別番号」との記載がある箇所については「サービス契約者識別番号」に、「Xi サービス」又は「5G サービス」との記載がある箇所については「本サービス」にそれぞれ読み替え、また、「電気通信設備等」との記載がある箇所については、当社のものに加えて KDDI 等が提供又は設置等する、電気通信設備等も含めた内容に読み替え、準用するものとします。)その他当社が不適切と判断する行為

## 第 6 条 (利用料金)

1. 本サービスの利用に係る基本料金(以下「基本使用料」といいます。)は、以下のとおりです。

1 の利用契約ごとに	
プラン	料金額 (月額)
A プラン	429 円 (税込)
B プラン	550 円 (税込)

2. サービス契約者は、前項に定める基本使用料とは別に、サービスの利用状況に応じて以下に定める料金(以下、基本使用料とあわせて「基本使用料等」といいます。)を支払うものとします。なお、以下の定めにかかわらず、衛星電話(ワイドスター)等への通話に係る通話料金について

ては、KDDIの「au(LTE)通信サービス契約約款」料金表にて定める額と同様とします。

また、他の事業者が個別に料金を設定している電話番号への通信は、当該事業者指定の料金がかかります。

音声通話	22円(税込)/30秒
------	-------------

ショートメッセージ (1送信ごとに)	国内から国内あて	
	送信文字数	料金額 (税込)
	70文字まで (半角英数字のみの場合160文字まで)	3.3円
	71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合161文字から306文字まで)	6.6円
	135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合307文字から459文字まで)	9.9円
	202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合460文字から612文字まで)	13.2円
	269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合613文字から765文字まで)	16.5円
	336文字から402文字まで (半角英数字のみの場合766文字から918文字まで)	19.8円
	403文字から469文字まで (半角英数字のみの場合919文字から1,071文字まで)	23.1円
	470文字から536文字まで (半角英数字のみの場合1,072文字から1,224文字まで)	26.4円
	537文字から603文字まで (半角英数字のみの場合1,225文字から1,337文字まで)	29.7円
	604文字から670文字まで (半角英数字のみの場合1,378文字から1,530文字まで)	33円
	国内から海外あて	
	送信文字数	料金額 (非課税)
	70文字まで (半角英数字のみの場合160文字まで)	100円
	71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合161文字から306文字まで)	200円
	135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合307文字から459文字まで)	300円
	202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合460文字から612文字まで)	400円
	269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合613文字から765文字まで)	500円
	336文字から402文字まで (半角英数字のみの場合766文字から918文字まで)	600円
403文字から469文字まで (半角英数字のみの場合919文字から1,071文字まで)	700円	
470文字から536文字まで (半角英数字のみの場合1,072文字から1,224文字まで)	800円	
537文字から603文字まで (半角英数字のみの場合1,225文字から1,337文字まで)	900円	
604文字から670文字まで (半角英数字のみの場合1,378文字から1,530文字まで)	1,000円	

電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに220円(税込)
通話料	第2項に定める音声通話に係る料金額と同額

ユニバーサルサービス料	KDDI の以下の web サイトに定める 「ユニバーサルサービス料」 の額 <a href="https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/">https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/</a>
電話リレーサービス料	KDDI の以下の web サイトに定める 「電話リレーサービス料」 の額 <a href="https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/">https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/</a>

3. 利用契約の成立日及び終了日にかかわらず、基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は日割しません。また、申込者は、1 の利用契約の申込みごとに、登録手数料として 3,850 円(税込)を支払うものとします。
4. サービス契約者は、音声通話又はショートメッセージ送信(サービス契約者以外の者が行ったものを含みます。)について、KDDI の機器により測定した通話時間若しくは送信回数及び第 2 項の定めに基づき算定した料金(以下「通話料等」といいます。)を支払うものとします。
5. KDDI の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通話料等は、次のとおり取り扱いします。
  - ① ②以外の場合は、把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通話料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額を当該期間の通話料等とします。
  - ② 過去 1 年間の実績を把握することができる場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日)を含む料金月(1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間を指すものとします。)の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通話料等が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額を当該期間の通話料等とします。
4. 前項の場合において、特別の事情があるときは、当社は、サービス契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。
5. 当社はサービス契約者に対し、毎月の基本使用料等を、当該基本使用料等の支払い対象となる本サービスの利用があつた月の翌々月以降において、主契約に係る電気通信サービスの利用に関する料金と併せて請求するものとし、サービス契約者は所定の期日までに支払うものとします。この場合において、基本使用料等の請求方法及び支払方法は、本規約に別段の定めがある場合を除き、5G 約款等の定めを準用するものとします。(この場合において、5G 約款等で「Xi サービス」又は「5G サービス」との記載がある箇所については、「本サービス」に、「基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」との記載がある箇所については「基本使用料等」にそれぞれ読み替え、準用するものとします。)
6. 基本使用料等は、第 4 条(利用契約の成立)に定めるところにより、当社が eSIM 設定情報をサービス契約者に送信又は通知した日から発生します。
7. 基本使用料等は、当社が別途定める「d ポイントクラブ会員規約」に定める d ポイントの進呈及び充当の対象外となります。
8. サービス契約者は、基本使用料等その他の当社に対する債務(延滞利息を除きます)についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、最大年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 5 項に定める方法により支払うものとします。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があつた場合は、延滞利息の支払を

要しません。

## 第7条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者等から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。
2. 当社は、5G 契約等及び「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定める場合のほか、申込者又はサービス契約者に関する以下に定める情報を、以下に定める目的で KDDI に提供する場合があります。

### 【提供情報】

- ① 氏名又は名称
- ② サービス契約者識別番号
- ③ 申込者が締結している当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り。）の契約に係る電気通信番号
- ④ MNP 予約番号（第 12 条（サービス契約者が行う利用契約の解除）第 3 項に定めるものをいいます。）
- ⑤ MNP 予約番号の有効期限
- ⑥ 申込者が利用契約の申込みにあたって選択した本サービスのプラン
- ⑦ 利用契約の成立日
- ⑧ 利用契約の終了日

### 【提供先における利用目的と利用情報】

- (1) 利用契約の締結のため：②⑥⑦の情報
  - (2) 本サービスの利用中断又は再開のため：②の情報
  - (3) 利用契約の解約のため：②⑧の情報
  - (4) 申込者が、利用契約の締結にあたって、MNP を希望する際に、必要な手続きを行うため：①③④⑤⑥⑦の情報
  - (5) サービス契約者が、利用契約の解除にあたって、MNP を希望する際に、必要な手続きを行うため：①②⑧の情報
3. 当社は、サービス契約者の氏名、名称、住所、生年月日及びサービス契約者識別番号等（そのサービス契約者識別番号の MNP に係る手続きに必要なものに限り。）を、そのサービス契約者識別番号に係る MNP に係る手続きを行う目的で、その MNP に係る転出先の電気通信事業者提供します。

## 第8条（利用中止）

1. 当社は、当社又は KDDI が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、サービス契約者による本サービスの利用を中止することがあります。
  - ① 地震、津波、台風、落雷等の天災地変、火災、サイバー攻撃、感染症、伝染病、戦争、暴動、内乱、騒乱、テロ行為、禁輸措置、法令又は規則の制定・改廃、公権力による命令・処分等の政府による行為、争議行為、交通機関の障害その他の国内外で生じた不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - ② 本サービスに関する当社又は KDDI の機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。

- ③ 本サービスにおいて使用する当社又は KDDI の機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - ⑤ 特定のサービス契約回線から多数の不完了呼(相手の応答前に発信を取りやめることを言います)が発生させたことにより現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあるときと当社又は KDDI が判断するとき。
  - ⑥ 当社又は KDDI の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。

**第9条 (通信利用の制限)**

1. サービス契約回線は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときに、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の各号の措置の対象となることがあります。
- ① KDDI が以下に定める機関（以下「対象機関」といいます。）に提供している電気通信サービス（KDDI が対象機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域のサービス契約回線への通信を中止する措置を含みます。）

対象機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 56 条第 1 号の定めに基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。

- ② 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

#### 第 10 条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、サービス契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（そのサービス契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

#### 第 11 条（本サービスの利用停止）

当社は、主契約回線の利用停止があったときは、サービス契約回線の利用を停止することがあります。

#### 第 12 条（サービス契約者が行う利用契約の解除）

1. サービス契約者は、利用契約の解除をする場合は、当社所定の方法でその旨を申し出ることにより、利用契約を解除することができるものとします。この場合において、利用契約の解除に係るサービス契約者の申出が完了したことを当社が確認した時点で、その利用契約は終了するものとします。
2. 前項の場合において、MNP を希望するときは、利用契約の解除の申出と併せて、当社所定の方法により、当社にそのことを申し出ていただきます。
3. 当社は、前項の定めにより申出があったときは、MNP の手続きに必要となる番号（以下「MNP 予約番号」といいます。）を発行します。この場合において、MNP 予約番号の発行後、MNP の申出を取り消すことはできません。
4. 当社は MNP 予約番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、MNP 予約番号を無効とします。この場合であっても、第 1 項に基づき利用契約の解除に係るサービス契約者の申出が完了したことを当社が確認した時点で、利用契約は終了するものとします。
5. 第 1 項の定めによるほか、サービス契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用契約の解除について当社所定の方法により申し出るものとします。この場合において、利用契約の解除に係るサービス契約者の申出が完了したことを当社が確認した時点で、その利用契約は終了するものとします。
  - ① 主契約の解除があったとき（主契約に係る 5G 契約の解除と同時に新たに Xi 契約を締結するとき及び主契約に係る Xi 契約の解除と同時に新たに 5G 契約を締結するときを含みます。）。
  - ② 主契約に係る 5G 又は Xi の電話番号保管があったとき。
  - ③ 主契約に係る 5G 契約者等又は登録利用者が、満 18 歳に満たない者となったとき。
  - ④ B プランに係る利用契約を締結している場合であって、主契約に係る 5G 契約者等が個人となったとき。
  - ⑤ 主回線に接続する端末設備の変更があったとき。
  - ⑥ 本サービスの利用に必要な eSIM プロファイルが、故障等の理由により利用することができなくなったとき。
6. サービス契約者は、第 1 項又は前項の定めにより利用契約の解除があったときは、その利用契約の解除に係る申出があった日を含む暦月の末日までの期間について、第 6 条（利用料金）に定める利用料金等の支払いを要します。
7. 前項の定めによるほか、サービス契約者は、利用契約の終了後、当社において本サービスの利

用を終了させるために必要な手続が完了するまでの間に第3条（本サービスの内容等）第2項に定める機能又は第21条（付随サービス）に定める付随サービス（以下「本サービスの機能等」といいます。）を利用したときは、その本サービスの機能等の利用に係る料金の支払いを要します。この場合において、その本サービスの機能等の利用に関しては、本規約の条件が引き続き適用されます。

8. 当社は、本条の定めに基づき当社において本サービスの利用を終了させるために必要な手続が完了した後、サービス契約者が主契約において当社に届け出ている住所又は請求書の送付先等への郵送等の方法により、サービス契約者に利用契約の終了日を通知します。
9. 前八項の定めによるほか、サービス契約者は、事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」に基づき利用契約の解除を行うときは、その法令に定める起算日から8日以内において、当社所定の方法によりその申出を行っていただきます。
10. 当社は、前項に定める申出があったときは、当社が別に定める「5G契約、Xi契約及びFOMA契約に関する取扱い」における5G契約等の解除の申出があった場合の定めに基づき、取り扱います。

### 第13条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、5G約款等に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当することを当社が確認したときは、利用契約を解除することができるものとします。この場合において、当社がその確認をした日をもって、その利用契約は終了するものとします。
  - ① 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
  - ② 第5条（禁止事項）に違反したと当社が認めたとき。
  - ③ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - ④ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
  - ⑤ 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
  - ⑥ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
2. 前項の定めによるほか、当社は、前条第5項各号のいずれかに該当することを当社が確認したときは、利用契約を解除することができるものとします。この場合において、当社がその確認をした日をもって、その利用契約は終了するものとします。
3. サービス契約者は、前二項の定めにより利用契約の解除があったときは、前二項に該当することを当社が確認した日を含む暦月の末日までの期間について、第6条（利用料金）に定める利用料金等の支払いを要します。
4. 前項の定めによるほか、サービス契約者は、利用契約の終了後、当社において本サービスの利用を終了させるために必要な手続が完了するまでの間に本サービスの機能等を利用したときは、その本サービスの機能等の利用に係る料金の支払いを要します。この場合において、その本サービスの機能等の利用に関しては、本規約の条件が引き続き適用されます。
5. 当社は、第1項又は第2項の定めにより利用契約を解除するときは、第17条（通知）に定める方法により、あらかじめサービス契約者にそのことを通知します。
6. 当社は、本条の定めに基づき当社において本サービスの利用を終了させるために必要な手続が完了した後、サービス契約者が主契約において当社に届け出ている住所又は請求書の送付先等への郵送等の方法により、サービス契約者に利用契約の終了日を通知します。

#### 第 14 条 (サービスの廃止)

1. 当社は、電波を効率的に使用するためやむをえない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットウェブサイトに掲示する等の方法により、サービス契約者にそのことを周知します。  
なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの全部を廃止するときは、あらかじめサービス契約者に廃止の期日等を通知します。
3. 当社は、第 1 項の定めにより本サービスの一部又は全部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

#### 第 15 条 (損害賠償の制限)

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合、当社は、5G 約款等において責任の制限として定められている範囲で損害賠償責任を負います（この場合において、5G 約款等で「契約者」との記載がある箇所については「サービス契約者」に、「5G サービス」又は「Xi サービス」との記載がある箇所については「本サービス」にそれぞれ読み替えて準用するものとします）。
2. 前項以外の場合において、当社が本サービスに関してサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ本規約に定める本サービスの 1 か月分の基本使用料の金額を上限とします。
3. 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前二項の定めは適用しません。

#### 第 16 条 (免責)

1. 当社は、申込者からの利用契約の申込み又はサービス契約者からの本サービスに係る手続等の申込みについて、その申込みから KDDI における手続きが完了するまでに一定の期間を要することによって生じる損害について、その責任を負いません。
2. MNP を伴う利用契約の締結又は利用契約の解除の場合、その利用契約の締結の申込み又は利用契約の解除の申出から KDDI における手続きが完了するまでの間、本サービス又は変更元の携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを利用することができません。この場合において、申込者又はサービス契約者は、その間に発生した基本使用料等を含む当該電気通信サービスの利用に係る料金の支払を免れるものではなく、また当該電気通信サービスを利用できないことにより申込者又はサービス契約者に生じた損害について、当社はその損害が当社の故意又は重過失により生じた場合を除いてその責任を負いません。
3. 当社は、当社又は KDDI における電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
4. 当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下本条

において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第 17 条 (通知)

1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号のいずれかの方法により行うことができるものとします。
  - ① サービス契約者が主契約において当社に届け出ている住所又は請求書の送付先等への郵送による通知
  - ② サービス契約者が本サービスサイトの利用にあたり当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知
  - ③ サービス契約者が主契約の 5G 契約者等に対して発行されているドコモ回線 d アカウントとして利用されているメールアドレス又は d アカウント規約に定める予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
  - ④ サービス契約者が主契約の 5G 契約者等に対して発行されているドコモ回線ビジネス d アカウントとして利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に定める予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
  - ⑤ サービス契約者が当社が別途定める sp モードご利用細則又は i モードご利用規則に基づき主契約回線にて利用する sp モード電子メール又は i モード電子メールの電子メールアドレスへの電子メールによる通知
  - ⑥ 主契約回線への 5G 約款等に定めるショートメッセージ通信モード (SMS) による文字メッセージの送信による通知
  - ⑦ その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に定める方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点をもって、サービス契約者にその通知がされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に定める方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者への通知に代えることができるものとします。この場合において、当社がその通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって、サービス契約者にその通知がされたものとみなします。

## 第 18 条 (残存効)

利用契約が終了した後も、第 6 条 (利用料金) 第 8 項、第 7 条 (個人情報)、第 12 条 (サービス契約者が行う利用契約の解除) 第 6 項及び第 7 項、第 13 条 (当社が行う利用契約の解除) 第 3 項及び第 4 項、第 14 条 (サービスの廃止) 第 3 項、第 15 条 (損害賠償の制限)、第 16 条 (免責) 及び第 20 条 (5G 約款等の準用) の定めはなお有効に存続するものとします。

## 第 19 条 (規約の変更)

1. 当社は、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 548 条の 4 の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は本規約を変更することができるものとします。この場合において、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。
  - ① 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき
  - ② 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約を変更したときは、本サービスサイトに掲示する等の方法により、あらかじめサービス契約者にそのことを周知します
3. 当社は、事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行うときは、個別に通知する方法又本サービスサイト上に掲示する方法により説明します。

## 第 20 条 (5G 約款等の準用)

1. 本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、5G 約款等の定めを準用するものとします。この場合において、5G 約款等で「5G サービス」又は「Xi サービス」との記載がある箇所については「本サービス」に、「5G 契約者」又は「Xi 契約者」との記載がある箇所については「サービス契約者」に、「一般契約」「5G 契約」「Xi 契約」との記載がある箇所については「利用契約」に、「契約者回線」との記載がある箇所については「サービス契約回線」にそれぞれ読み替え、また、「電気通信設備」若しくは「通信網」との記載がある箇所については、当社のものに加えて KDDI 等が提供又は設置等する電気通信設備若しくは通信網を含めた内容に読み替え、準用するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、本規約に別段の定めがない限り、5G 約款等又は KDDI が定める契約約款に定める各種手続の請求又は申出を行うことはできません。

## 第 21 条 (付随サービス)

サービス契約者は、第 3 条 (本サービスの内容等) 第 2 項に定める各機能の他、サービス契約回線において以下に定める付随サービスを利用することができます。

	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
情報提供サービス	<p>時報サービスは、1 の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 12 分までの間において、その通話を打ち切ります。</p> <p>① 情報提供サービスで提供される情報は、KDDI が別に定めるものにより作成されます。</p> <p>② KDDI は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。</p> <p>③ 情報提供サービスを利用することができる時間帯については、KDDI が別に定めるところにより、制限されることがあります。</p> <p>④ 情報提供サービスは、1 の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、KDDI が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。</p> <p>⑤ 契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、第 6 条 (利用料金) に基づく通話料の支払いを要します。</p> <p>⑥ 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。</p>	
短縮ダイヤル接続	KDDI が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、KDDI が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号(KDDI が付与した短桁の接続番号をいいます。)により接続します。	

<p>協定事業者が提供する電報サービス等</p>	<p>① サービス契約者は、サービス契約回線から、KDDI が別に定める「au(LTE)通信サービス契約約款」及び「au(5G)通信サービス契約約款」に定める通常通話を行って、KDDI が別に定める協定事業者の契約約款等の定めに基づく電報サービス等（電報サービス及び電報サービスに準ずる特定信書便サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>② 電報サービス等を利用した場合（電報サービス等の利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）、サービス契約者は電報サービス等の利用に係る料金を、基本使用料等と合算して請求することをあらかじめ承認していただきます。</p> <p>③ 電報サービス等の利用に係る料金は、5G 約款等に定める割増金及び延滞利息の定めに基づいて取り扱います。</p>
<p>緊急地震速報サービス</p>	<p>① 当社は、緊急地震速報サービス（KDDI が気象庁の提供する緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和 27 年 11 月 29 日政令第 471 号）第 4 条に定める地震動警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「緊急地震速報情報」といいます。）を、気象庁が緊急地震速報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限り。以下「緊急地震速報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続されたサービス契約回線に配信するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。</p> <p>② 緊急地震速報サービスは、KDDI が別に定める移動無線装置を利用している副回線に限り提供します。</p> <p>③ サービス契約者は、以下の各号について承諾していただきます。</p> <p>（ア）緊急地震速報情報の配信は、地震の到達に間に合わない場合があります。</p> <p>（イ）緊急地震速報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、緊急地震速報情報を受信できない場合があります。</p> <p>（ウ）緊急地震速報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、KDDI の設備状況又は電波の伝播状況等により、緊急地震速報情報が配信される場合があります。</p> <p>（エ）その他、当社は、気象庁の緊急地震速報に基づき KDDI が作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。</p> <p>④ 当社は、第 10 条（副回線サービスの利用の一時中断）の定めにかかわらず、本サービスの利用の一時中断があったサービス契約回線に対し緊急地震速報サービスを提供します。</p> <p>⑤ サービス契約者は、緊急地震速報サービスに係る情報について、料金の支払いを要しません。</p>

	<p>⑥ 緊急地震速報情報の受信方法その他の提供条件については、当社又は KDDI が別に定めるところによります。</p>
<p>津波警報サービス</p>	<p>① 当社は、津波警報サービス（KDDI が気象庁の提供する津波警報（気象業務法施行令第 4 条に定める津波警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「津波警報情報」といいます。）を、気象庁が津波警報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限ります。以下「津波警報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続されたサービス契約回線に配信するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。</p> <p>② 津波警報サービスは、KDDI が別に定める移動無線装置を利用しているサービス契約回線に限り提供します。</p> <p>③ サービス契約者は、以下の各号について承諾していただきます。</p> <p>（ア）津波警報情報の配信は、津波の到達に間に合わない場合があります。</p> <p>（イ）津波警報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況端末設備の電源、設定等の状況等により、津波警報情報を受信できない場合があります。</p> <p>（ウ）津波警報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、KDDI の電話事業者の設備状況又は電波の伝播状況等により、津波警報情報が配信される場合があります。</p> <p>（エ）その他、当社は、気象庁の津波警報に基づき KDDI が作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。</p> <p>④ 当社は、第 10 条（副回線サービスの利用の一時中断）の定めにかかわらず、本サービスの利用の一時中断があったサービス契約回線に対し津波警報サービスを提供します。</p> <p>⑤ サービス契約者は、津波警報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。</p> <p>⑥ 津波警報情報の受信方法その他の提供条件については、当社又は KDDI が別に定めるところによります</p>

**附 則**（2023 年 5 月 11 日）

本規約は、2023 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、第 4 条(利用契約の成立)第 1 項から第 6 項及び第 8 項については 2023 年 5 月 11 日から、プラン B に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。